

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年4月20日（平成29年（行情）諮問第147号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第150号）

事件名：「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「『自衛隊法第95条の2の運用に関する指針』に関し、行政文書ファイル等につづった文書の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月24日付け閣安保第113号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると特定された文書の数が少ないと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人から、他にも文書が存在するはずとして審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」とは、平成28年12月22日に国家安全保障会議で決定された、自衛隊法95条の2の基本的な考え方やその運用に際しての内閣の関与、また、情報の公開等について方針を定めたものである。

本件対象文書は、「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」に関し

て作成又は取得した文書である。

3 原処分 of 妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁において本件請求文書 of 特定を再度実施したところ、本件対象文書以外に本件請求文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

4 審査請求人 of 主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「他にも文書が存在するものと思われる」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

5 結語

以上のおり、本件開示請求に対して、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、開示した決定については、処分庁において本件対象文書以外に本件審査請求に係る文書を保有しているとは認められないため、妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年4月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月26日 | 審議 |
| ④ 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会 of 判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の7文書である。

審査請求人は、本件対象文書以外にも文書が存在するものと思われる旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書 of 特定 of 妥当性について検討する。

2 本件対象文書 of 特定 of 妥当性について

(1) 本件対象文書以外 of 本件請求文書に該当する文書 of 保有について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のおりであった。

ア 本件請求文書は、平成28年12月22日に国家安全保障会議で決定された「自衛隊法第95条 of 2 of 運用に関する指針」（以下「指針」という。）に関して、行政文書ファイル等につづられた文書 of 全てであり、処分庁は、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 指針は、自衛隊法95条 of 2 of 基本的な考え方やその運用に際して of 内閣 of 関与等について方針を定めたものである。

ウ 指針は、平成28年12月22日に開催された国家安全保障会議で決定されたものであるので、①指針そのもの（文書1）、②同会議の資料（文書2ないし文書5）、③同会議の議事の記録（文書7）及び④指針の決裁関係文書（文書6）を本件請求文書に該当する文書として特定した。本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

エ 本件審査請求を受け、确实を期すために関連部局の執務室内、書庫及び書架等を探索したが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)ウの説明のとおりであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 自衛隊法第 9 5 条の 2 の運用に関する指針
- 文書 2 国家安全保障会議資料 国家安全保障会議の開催について（平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日）
- 文書 3 国家安全保障会議資料 自衛隊法第 9 5 条の 2 の運用開始について（平成 2 8 年 1 2 月）
- 文書 4 国家安全保障会議資料 自衛隊法第 9 5 条の 2 の運用に関する指針（平成 2 8 年 1 2 月）
- 文書 5 国家安全保障会議資料 内閣官房長官記者会見 御発言案（平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日）
- 文書 6 国家安全保障会議決定 決裁関連文書
- 文書 7 国家安全保障会議 議事の記録（平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日）（1 枚目）